

建築主の皆様へ

大阪市危機管理室

「津波避難ビル」・「水害時避難ビル」へのご協力について(お願い)

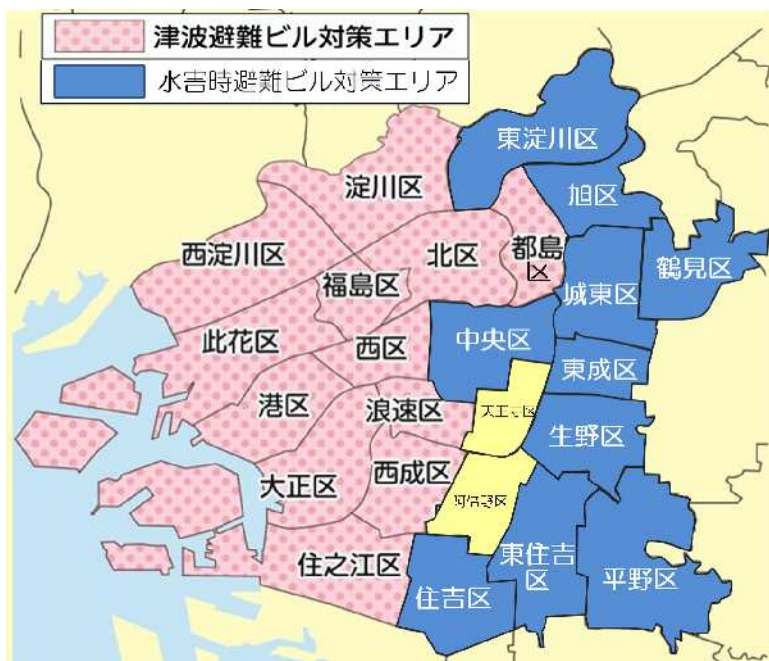
平素は大阪市防災行政へご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、大阪市域の地形は比較的平坦であるため、津波や河川氾濫から身を守るためには少しでも早く「高い」場所(建物の3階相当以上)に避難する必要があります。

大阪市では、市民の皆さまの安全を守るために、津波浸水や河川氾濫による浸水のおそれのある22区(下図)を対象に「津波避難ビル」・「水害時避難ビル」の確保を進めております。公共施設につきましては順次指定を進めており、民間施設につきましても民間企業の皆さまのご協力のもと協定を締結し、津波避難施設の確保に努めております。

(避難ビル確保状況：<http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000138173.html>)

つきましては、建築主各位におかれましても本主旨にご賛同頂き、避難ビルの拡充にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。なお、ご賛同頂ける場合には下記問い合わせ先までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。



津波避難ビル・水害時避難ビル

指定要件

- ・ 対策エリア内(市内22区)
- ・ 原則としてRC造またはSRC造(S造については要相談)
- ・ 新耐震基準をクリア
- ・ 3階相当以上



お問い合わせ

大阪市危機管理室 / 電話 06-6208-7385

なお、規模等によっては、ご計画の建築物が津波避難施設に該当しない場合もありますのでご了承ください。